

【 JSCA ガイドライン 】

スイミングクラブにおける新型コロナウイルス
感染拡大予防のためのガイドライン

初版作成日：令和 2 年 06 月 18 日
最終更新日：令和 3 年 10 月 18 日



一般社団法人 日本スイミングクラブ協会

1. はじめに

2019年11月末頃に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界的なパンデミックを引き起こし、人類が過去に経験したことのない事態に陥りました。日本国内でも2020年2月のクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の集団感染に端を発し、同年4月7日、政府は特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を7都府県に対して発出しました。その後、第2波、第3波と新型コロナウイルス感染症の感染拡大は止まることを知らず、第5波に伴う4回目の緊急事態宣言が発出され、2021年9月30日まで再延長が確定し、その後、半年ぶりに全面解除されました。

たび重なる緊急事態宣言とまん延防止等重点措置に対し、私たちの業界ではガイドラインを遵守しスイミングクラブにおける感染防止対策に最大限の努力をしてまいりました。この間、全国小中学校・高校・特別支援学校への臨時休校の要請では、不要不急の外出自粛の要請も加わりスイミングクラブの会員数の激減に繋がり、また、緊急事態宣言下の休業や時間短縮の要請は、各クラブの経営状態に大きなダメージを及ぼすことになりました。先の見えない出口の中で、全国各地のスイミングクラブは各自治体の要請に応じ、地域の感染拡大防止のため、営業自粛という苦渋の決断をひたむきに実行して参りました。今ここで以前の営業形態に戻ることは、次への感染拡大に繋がることとなってしまいます。各クラブの更なる感染防止対策の徹底をお願いします。

スイミングクラブは、現状の各クラブの消毒の徹底、3密環境対応等、感染防止対策は非常にしっかりとくなされていること。更には、プール環境の湿度や次亜塩素酸ナトリウムによる殺菌消毒の徹底した管理によって、プール施設内は感染防止に優れた環境でもあります。しかしながら、付帯施設の「ロビー」「更衣室」「送迎バス」「ギャラリー」などの共用部分では、より一層の徹底した消毒や3密対策が必要です。

当協会ではスイミングクラブでの新型コロナウイルス感染防止対策として、お客様と従業員、地域の皆様に安心して施設利用をしていただけるよう「JSCA ガイドライン」を作成いたしました。全国のスイミングクラブは地域差もあり、各クラブでの諸事情もあることから、一律での策定は困難と言わざるを得ませんが、一つの指針として推奨すべき運営方法を明示いたします。各スイミングクラブ事業者の皆様におかれましては、積極的にご活用いただけることを望みます。

なお、このガイドラインは、今後の各地域の感染状況を踏まえて隨時見直してまいります。

2. 基本的な考え方

大枠として、「プールにおいては、水を介した感染リスクは極めて低いと考えられているが、遊泳プールでの密な状態（いわゆる芋洗い状態）で大勢が戯れている場合は、会話や接触による感染リスクが高まる」ということを念頭におき、無症状の感染者がわざかながらいることを想定して運営することが重要です。

とりわけ、昨今のデルタ株の拡大等も踏まえ、人と人の接触はできるだけ少なくし、人から発する飛沫物質を処理および防御する必要があります。特に、更衣室・観覧席・ロビー・送迎バス等は注意が必要と考えます。人を介する事業である以上、可能性をなくすことは困難ですが、感染防止を徹底するため最善を尽くすことが求められます。国は「感染源を断つこと」・「感染通路を断つこと」・「抵抗力を高めること」の3つを感染症対策のポイントとして挙げています。そのためには、事業者・従業員・お客様の相互努力が不可欠です。まずは全員が問題意識を共有することからはじめましょう。

3. 具体的な対応

利用者への注意喚起

スイミングクラブは、地域住民の健康寿命延伸と子供たちの健全な心身の育成の場として、地域社会に貢献することを目的としていますが、トレーニングの場として的一面もあり、利用者は日常生活における活動時よりも高い強度の身体活動を行うことから呼吸が活発になり、激しくなる場合があります。

利用者へは、感染の自覚症状がないままウイルスを広めてしまう可能性を考慮し、施設利用者の入館時の健康チェックを強化すること。施設利用時の注意事項並びに、体調が思わしくない場合には来館を止めていただくよう、以下の内容に則した館内掲示やホームページへの掲載をもって会員へ呼びかけ、実行の徹底を強く求めてください。

また子供たちの教室では、できるだけ地域あるいは生徒の通う学校等と情報の交換を行い、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する管理衛生マニュアル」を参照することをお勧めします。（https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html）

共通的事項

① 対人距離の確保

- ・三密（密集・密閉・密接）回避の徹底（三つの密でリスクは高まるが、一つの密であればリスクが少ないというわけではないことに留意する）
- ・2mを目安に（最低 1m）確保するよう努める（施設の設備・構造や利用者の状況と他の対策も踏まえ、動線の確保や余裕をもった距離を確保することが望ましい。なお、以後の距離・間隔の確保に関する項目では、特段の表記がないかぎり、本項目の距離を適用する）
- ・マスクをしている場合でも会話の時間は出来る限り短くし、大声を避ける
- ・不織布マスクの常時着用の徹底（水中練習時は除く）

②換気の徹底

- ・適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）の徹底
- ・寒冷な場面や特に密が発生しやすい場所では、換気を適切に行ううえで、必要に応じCO₂モニターの設置（複数の場所）等で換気の効果を確認することが望ましい
- ・HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可
- ・乾燥する場面では、加湿器等で適度な湿度を維持（40%以上を目安として）する工夫をすることを推奨する

③ごみの処理方法

- ・鼻水や唾液などからの感染を防ぐため、ゴミの処理にあたっては必ず、ビニール袋に回収し、密閉するようしっかりと縛る
- ・ゴミを回収する際は必ず不織布マスクを着用し、手袋を使用する
- ・ゴミの処理後、不織布マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手を石鹼と流水で洗う

④人の手が触れる場所の消毒の徹底

- ・市販されている界面活性剤含有の洗剤や漂白剤を用いて清掃する
- ・不特定多数が触れる環境表面にも留意し、定期的に清掃・消毒する
- ・清掃時には使い捨て手袋を着用する

⑤野外レクリエーション・各種合宿およびイベントへの対応

- ・当面の間、幼児・学童・中学生および高校生を対象とした、野外レクリエーション・各種合宿等は感染リスクが高いため当面中止とし、イベント等も実施しない
- ・成人を対象とした、多くの人を集めるような各種イベントについては、感染リスクが高いため中止もしくは延期する
- ・イベント等の再開にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策分科会が示す「イベント開催等に係る基本的な感染防止策」に基づき、「参加者の体調管理」「不織布マスク」「大声抑制」「密閉の回避（換気）」「密集・密接の回避」「参加者自身による感染把握」などに関する基本的な感染防止策を行う

⑥万一の陽性者との接触に備え、接触確認アプリ（厚生労働省が配信を開始した新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」や、自治体独自の通知アプリ、QRコードを活用したシステムを含む）を、自身のスマートフォンにインストールして利用することを推奨する

また、携帯電話の使用を控える場面ではCOCOAを機能させるため、電源をonにした上でマナーモードにすることを推奨する

⑦政府が提唱する、感染リスクが高まる「5つの場面」について対策を講じる必要がある

(https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf)

施設内では、以下の場面がリスクとして想定されるため特に重点的に対策を講じる

（場面2）大人数や長時間におよぶ飲食

- ・ラウンジ・休憩室などで、感染防止対策を行ったエリア以外での飲食の禁止、および大人数や長時間におよぶ飲食の禁止

（場面3）マスクなしでの会話

- ・マスクなしでの会話、および大声での会話の禁止

(場面5) 居場所の切り替り

- ・休憩室など居場所が切り替わると気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。とりわけ、休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている

⑧共用部（休憩スペース、トイレ、更衣室等）での対策の徹底

- ・共用部は常に換気し、入退場口以外にも施設内各所にアルコール等の手指消毒液を設置する
- ・休憩・休息の際はできるだけ対人距離を確保し、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知し、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をする
- ・共用する物品（テーブル等）の定期的かつこまめな消毒。消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する
- ・入退室前後の手洗い徹底
- ・不織布マスクの常時着用の徹底
- ・着替えは可能な限り不織布マスクは着用したまま行う。
- ・食事等で不織布マスクを着用しないときは、対面を避け、会話を控え、アクリル板も活用する

⑨正しいマスク着用及び咳エチケットの徹底

- ・正しいマスク着用と咳エチケットの周知のため、館内の掲示を徹底する
- ・マスクを鼻にすき間なくフィットさせ、しっかりと着用する
- ・品質の確かなマスクを選択し、飛散防止効果の高い不織布を着用する
- ・飲食時等マスク着用していない場合は、会話を控える

※マスクの着用法は、厚生労働省HP「国民の皆さんへ（新型コロナウイルス感染症）」参照
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

来館者の制限

①下記症状・該当者の制限

- ・風邪の症状がある方（発熱、咽頭痛、咳、下痢）
- ・37.5度以上の発熱者（平熱には個人差があることに留意し、入館の制限では、該当者の平熱を確認して総合的に判断する）
- ・規模や内容に応じて適切な検温方法を検討・実施する。平熱を超える発熱や、咳などの軽度な風邪の症状がある場合は入場を断る等の措置をとる
- ・味覚障害・嗅覚障害の自覚のある方、咳・痰の症状がある方
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された者との濃厚接触がある方
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・同居家族や職場の同僚等、身近な方に感染者が出た方および感染が疑われる方
- ・その他体調が思わしくない方

⑤高リスク者への注意喚起

循環器系（呼吸器や心臓・血液）疾患や糖尿病の基礎疾患のある方や、透析を受けている方、

免疫抑制剤や抗がん剤を使用されている方は、感染によって重症化する可能性がありますので、当面の間、ご自身の安全にご留意のうえ来館については注意をお願いします。

来館時

①来館前の検温の実施（各家庭または施設入館時に赤外線検温装置等※で計測）

※赤外線を用いた表面温度の検温は、室温や設置環境で通常の体温計による腋下温との間に誤差があるので、事前に当日の誤差の傾向を確認し、その差を考慮する（例：表面温 36.5 度、腋下温 37.0 度の場合、表面温に 0.5 度を足して評価する）

②館内でのマスク着用の義務化（確実に鼻と口を覆うように指導し、マスクを着用しない利用者の入館をお断りする）

- ・マスクは不織布マスクを着用することを推奨し、不織布マスクを持参していない来場者へは、不織布マスクを常備し配布もしくは販売する

③入館時の手指の消毒（効果が保証されている速乾性擦り込み式アルコール消毒薬等）

送迎バス

①乗車前に家庭において検温いただき、発熱等の体調不良が認められる者は乗車を見合わせる

②乗客間隔の確保。可能であれば乗車人数の制限

③運転手および利用者の手洗い・咳工チケットの徹底および不織布マスク着用の義務化

- ・車内会話の制限（特に大声の禁止）
- ・車内飲食の禁止
- ・車内換気および車内の消毒の徹底

④その他、公益社団法人日本バス協会の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(<https://www.bus.or.jp/news/covid-19Guide.pdf>)についても必要に応じて参考とすること

受付時

①コロナウイルス対策の館内注意書きの掲示

②飛沫防止対策として換気に注意をしたうえでフロントに透明間仕切りを設置

※飛沫防止用のシートについては、以下の点に留意する

- ・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすることただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品など）を使用すること
- ・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと
- ・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること

③可能な限りキャッシュレス決済を導入するとともに、コイントレーを使用した現金・カードの受け渡し

④入場者・退館者の記録管理を行い、最低 1 ヶ月分を保持

⑤利用者と対面する場合、三密の回避、換気の徹底、身体的距離の確保、マスク着用に留意する

ロビー・フロント・通路

- ①換気の徹底
- ②ベンチ・イスの着席距離の確保、または撤去（特に対面となるものは避ける）
- ③手すり等の定期的な消毒
- ④ラウンジ・休憩室等が設置されている場合は、原則使用禁止とする
- ⑤フロントの受付やショップのレジなどで順番待ちが発生する場合には、床に列のマークをつける等、身体的距離を確保した整列に配慮する

更衣室・トイレ

- ①換気の徹底
- ②ドアノブ等の定期的な消毒
- ③トイレは共用タオルの使用を禁止する
 - ・使用後の手洗いを徹底し、手洗い場に液体石鹼とペーパータオルを設置する
 - ・ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合は使用を可とする
- ④更衣室使用における下記の制限
 - ・更衣室面積に応じた入室者数の制限（時間差による交代制・体操場などの代替スペースの使用）、および使用するロッカーは間隔を空けて間引く
 - ・不織布マスク取り外し時の会話・大声の禁止
 - ・更衣室使用時間縮小のため、水着着用での来場を推奨する（その場合は、手荷物などはプールサイドで管理することで直接プール施設へ入場することも可能）
 - ・練習後の着替えは濡れた頭や体をプールサイドでよくふき取り、更衣室使用の時間を短縮する
 - ・パウダールームは、飛沫防止用シートの設置によって個人スペースを確保することが望ましいが、設置が困難な場合は最低でも1mの間隔を確保する。また、共用のヘアドライヤーの使用後は、消毒の実施を利用者に徹底するための具体的措置を取ること

プール施設

- ①湿度を下げすぎないよう注意しつつ、換気を行う
- ②会話の制限（特に大声の禁止、指導者は大声を出してしまいがちなので特に注意する）
- ③レーン等で順番待ちとなる際に間隔を保つ
- ④プールの自由遊泳においても、可能な限りコースを間引く
- ⑤コース内の利用者の前後の距離を最低でも2m確保するよう、ライフガードが常にコントロールする
- ⑥プールにおいてはマスク着用ができないことから、強度の高いアクアプログラムは休止する、指導は実情に応じ、水泳指導者専用に開発されたプール専用マスクの着用を推奨する
- ⑦準備体操は体操場等ではなくプールサイドで間隔を確保して行う
- ⑧体操時の発声の制限
- ⑨タオル等の共有の禁止

- ⑩貸出物は消毒して貸出し、返却時も消毒を行う
- ⑪脱水機を定期的に消毒するとともに、脱水機の使用の際には順番待ちの間隔の確保に努める。
また、利用希望者が多数の場合には一時的に使用禁止の措置をとる
- ⑫練習後のゴーグルは、次亜塩素酸ナトリウム希釈液（バケツなどに確保）で洗う
- ⑬練習後の目洗い・シャワーの励行（シャワーを浴びる際には人数制限・大声の禁止を行う）
- ⑭プール側溝の定期的な洗い流し（プールでは水が鼻に入り鼻水やツバが出ることが多く、プール側溝に流したもののが付着したまま残留し、ウイルスが死滅する前に気化する恐れがある）
- ⑮プールの遊離残留塩素濃度を1時間毎にチェックし、厚生労働省の「遊泳用プールの衛生基準」に沿った検査を行う

観覧席

- ①観覧室（ギャラリー）内の換気の徹底
- ②不織布マスク着用の徹底および会話の制限（特に大声の禁止）
- ③可能であれば使用禁止とし、子供の送迎などは時間に合わせ来館してもらう（教室の様子を動画でアップする等の工夫で対応）
- ④観覧席は1席空けるなど観客の間の距離を確保し、飲食は禁止とする

マシンルームが付置されている場合

- ①換気の徹底
- ②会話の制限
- ③マシンの座面やグリップの使用後の清掃の義務化（消毒液とキッチンペーパー等を各マシンに備え付け、使用後に消毒を行う。タオルではなく使い捨てを原則とする）
- ④可能な限りマスクまたはバフなどを着用する
- ⑤マシン等の間隔を通常よりも広く設置するよう見直す
- ⑥ウイルスの飛散を抑えるため、利用者の運動強度を制御する
- ⑦その他、一般社団法人日本フィットネス産業協会の「FIAフィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン」（<https://www.fia.or.jp/public/19525/>）についても必要に応じて参考にすること。

体操場を使用したプログラム

集団型スタジオレッスン（空手・体操、エアロビクス等）は、原則中止（実施する場合は換気・消毒の徹底、会話・声出し・スキンシップの制限に加え、間隔を確保すること。英会話などについても同様の措置が必要）

指導者・スタッフ

新型コロナウイルス感染症は小児と比べて成人に感染しやすいことから、これまで児童生徒と接する職員からの感染伝播が主であることを念頭に、従業員の感染防止対策が最も重要であることに注意が必要である

- ①全従業員の出社前検温および記録、体調報告、手洗い・消毒、不織布マスク着用の徹底
- ②全従業員が次の各号に該当する場合は、ただちに所属長へ連絡し出勤停止を徹底する
 - ・風邪の症状または発熱がある場合
 - ・味覚障害・嗅覚障害の自覚がある場合
 - ・感染が判明した場合、または感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - ・新型コロナウイルス感染症と診断された者との濃厚接触がある場合
 - ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
 - ・発熱が軽度であっても、風邪症状（咳や痰、喉の痛み）がある場合
 - ・嘔吐・下痢の症状がある場合
 - ・体調が悪いときは、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談する
- ③指導前・指導後の洗顔・シャワーの徹底
- ④ライフガードは、プール内での会話を控えることの必要性を説明し、利用者に会話や大声を控えていただき、必要に応じて口頭で注意する
- ⑤スノーケルの使用的の制限（霧状の呼気が出て短時間でもエアロゾル化する恐れがある。チューブは個人用なら良いが、チーム共用で使うのは禁止）
- ⑥スタートの場所を、手前と 25m 側に分け、ゴール直後やターン時の大好きな呼吸を他人が吸わないように工夫する（レーンの間にスクリーン等の設置が望ましい）
- ⑦営業再開時、お客様の体力は再開前に比べ 7 割程度に落ち込んでいて当然であることをお客様に伝え、決して無理をしないよう指導する（特に高齢者）
- ⑧ティッシュゴミや吸い殻等が入ったゴミの回収時は、手袋と不織布マスクをして行い、回収後に手洗い・消毒を行う。また、ゴミは密封した状態にして廃棄する
- ⑨事務所では、不織布マスクを外した状態で対面に座らない
- ⑩休憩スペースは常時換気を行い、一度に休憩する人数を制限し、利用前後には手指消毒を徹底
- ⑪食事中・休憩時は会話を控える。また、アクリル板を活用する
- ⑫スタッフルームは密環境になり易いため、不織布マスクを外した状態で対面に座ることや会話を控えること、換気の徹底に加え、意識的に部屋に長時間いないよう心掛ける
- ⑬スタッフが使用するユニフォームや衣服は、通常より頻度を高めて洗濯を行う
- ⑭事務作業等の場合、業務に支障とならない範囲でテレワーク等遠隔業務を検討し、オフィスにおけるペーパーレス化、デジタル化を推進すること
- ⑮会議等は必要最小限の開催とし、三密回避はもとより、換気と身体的距離の確保、開催時間の短縮、不織布マスク着用のそれぞれを徹底するとともに、オンラインでの会議やミーティング等、遠隔での業務を推進する
- ⑯経営者・スタッフは日常的に手洗いを徹底し、三密を避け、規則正しい生活を送るなど感染防止に向けた取り組みを心掛ける。また、経営者はスタッフに対し、「5 つの場面」「新しい生活様式」等も活用し、感染防止対策の重要性を理解させ日常生活を含む行動変容を促す取り組みを行う

事業所

- ①コロナウイルス感染の疑いのある疾病者が確認された場合、直ちに保健所に連絡し、その指示を仰ぐ（病院に搬送する場合はタクシーの使用は控える。他のお客様に通知し、疾病者の結果が出るまで感染が拡大しないよう自宅待機等の協力を求める）
- ②疾病者の陽性が確定した場合、保健所の指示のもと、ただちに消毒を実施する。また、ホームページ等で休業告知を行い、濃厚接触者の割り出し、連絡を行う。（家族の人命が懸かっていることを意識し、迅速で責任ある対応を行う）
- ③新型コロナウイルス感染の疑いのある者の救助対応は（一財）日本救急医療財団の指針に基づき行う（<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000632828.pdf>）
- ④濃厚接觸した指導者およびスタッフがいた場合は、即座に他の従業員やお客様と隔離する
- ⑤営業再開時期は保健所の指導に従う
- ⑥制限のある運営はお客様にとって不満であり苦情に繋がるが、責任者のリーダーシップのもと、毅然とした対応を行う。またスタッフ間の情報連携系統の整備をしておく

新しい生活様式について

厚生労働省が、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として「新しい生活様式」を公表しました。ご参考の上、クラブ運営に積極的に活用することを奨励いたします。

（<https://www.mhlw.go.jp/content/000641913.pdf>）

※ 変異株に対応するための感染対策

令和3年7月12日、政府は東京都に4度目の緊急事態宣言を発出しました。その後、全国で新型コロナウイルスの新規感染者の急増を受け、緊急事態宣言は21都道府県、まん延防止重点措置は計12件に拡大されました。第5波の新型コロナウイルス感染の急拡大は、感染力の強い「デルタ株」等の変異株による感染の急増が指摘されています。

各事業所におきましては本ガイドラインの遵守と、変異株の拡大を踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染のそれぞれの経路に応じた感染防止策に努めてください。（2021/9/7）

1) 感染リスクが高まる「5つの場面」での対応（指導者・スタッフに対し）

（場面1）飲酒を伴う懇親会等の開催・参加の禁止

（場面2）大人数や長時間におよぶ飲食の禁止

（場面3）マスクなしでの会話の禁止

（場面4）狭い空間での共同生活を避ける

（場面5）居場所の切り替わり

仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることに注意する

2) 大声を出さないことの徹底

- ・不織布マスク着用時でも大声を控え会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨、館内の掲示を徹底

- ・大音量のBGMは大声での会話を誘発することから、音量を上げすぎないよう留意する

3) 換気の徹底による密閉の回避

- ①CO₂測定装置を設置する場合、常時モニター（1000ppm以下）の活用、また、室内の複数箇所で測定し特に換気が不十分となりやすい場所に設置する
- ②HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的併用も可
- ③寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながらこまめな換気を徹底する（その際、換気量を維持しながら暖気を保つため、常時小さく窓を開けする等の工夫は可とする）

4) 飲食等による感染防止の徹底

- ①飲食可能なエリアを有する場合
 - ・椅子を間引くこと等間隔を空けた座席配置、顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保することを含め真正面の座席配置回避、アクリル板等パーティーション設置等の実施
 - ・食事中以外の不織布マスク着用を徹底
 - ・人数制限や利用時間をずらす工夫を施す
- ②飲食物を提供する施設の場合には、充分な感染防止対策を施し、国及び自治体の休業・自粛要請の要請内容に従う

5) 従業員の行動管理

- ①体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する
- ②職場における検査の更なる活用・徹底を図る
 - ・普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する
 - ・出勤後に体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、新型コロナウイルス迅速抗原定性検査キット（以下、抗原簡易検査キット）を活用して検査を実施することを考慮する
 - ・抗原簡易検査キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する
- ③抗原簡易検査キットの購入
 - ・連携医療機関を定めること
 - ・検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
 - ・国が承認した抗原簡易検査キットを用いることが必要
 - ・これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記URL参照する
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>)

（令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（2版）について」）

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>)

（令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」）

- ・また、寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する
- ・従業員に対して、新型コロナワクチンの接種を推奨する。なお、ワクチン接種については厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。

6) 「チェックリスト」の活用

- 各施設において、JSCAガイドラインの要点をまとめたチェックリスト（別添）を活用し、感染症対策を徹底すること

4. おわりに

新型コロナウイルスはまだ未知数であり、第5波では過去最大の新規感染者数を記録し、非常に高い感染水準で推移しています。感染力の強い変異株による感染拡大に移行し、ワクチン接種の進んだ高齢者の感染から、徐々に中高年や若者、学童など若年層への感染拡大が進んでいます。また、変異株による感染は重症化リスクが高く、より一層の感染防止対策が必要です。

猛威を奮った第5波も、漸く新規感染者の減少の兆しが見えてきましたが、長い間の自粛要請の疲れから気が緩み、施設側・利用者側も、つい以前のような施設使用の仕方をしてしまう可能性があります。しかしそれは、再度の感染拡大に繋がりかねません。事業者の皆様には万全の体制での運営を継続していただき、一日でも早く、以前のような笑顔がたくさんのスイミングクラブに戻れるよう願っております。

なお、本ガイドラインは、現段階での知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積、および各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることにご留意をお願いします。

令和2年05月18日 初版

令和2年06月18日 業種別ガイドライン掲載

令和2年07月31日 改定

令和2年08月12日 改定

令和2年10月01日 改定

令和3年02月19日 改定

令和3年10月18日 改定

一般社団法人日本スイミングクラブ協会 健康スポーツ医科学委員会

川崎医療福祉大学 医療技術学部教授 小野寺 昇

国士館大学 体育学部教授 須藤 明治

金沢星稜大学 人間科学部教授 奥田 鉄人

金沢工業大学 基礎教育部教授 佐藤 進

筑波大学 体育系准教授 仙石 泰雄